

# 長浜市有害鳥獣捕獲等事業実施団体募集要領

## 第1 目的

本要領は、令和8年度長浜市有害鳥獣捕獲等事業を実施するにあたり、長浜市有害鳥獣捕獲等報償金交付要綱（平成29年4月1日告示第142号。以下「交付要綱」という。）に基づく、団体の募集方法等について、必要な事項を定める。

## 第2 事業概要

市内の鳥獣による農林水産物への被害を最小限に食い止め、生産量及び品質の低下を防ぐため、有害鳥獣の捕獲等を実施する。

### （1）事業内容

- ア. 有害鳥獣の捕獲（銃猟及びわな猟）及び捕獲個体の処分
- イ. 上記ア. にかかる箱わな、囲いわな等捕獲機材の管理
- ウ. 野生鳥獣出没等にかかる緊急出動及び現場対応

### （2）実施区域

長浜市内全域

### （3）実施期間

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 までとする。

ただし、捕獲については、捕獲状況により年度途中でも停止の措置を行うことがある。

## 第3 参加資格要件

本事業に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす団体とする。

- （1）市内に主たる事務所を有していること
- （2）団体の定款、規約等に鳥獣の捕獲等を目的に掲げる団体であること
- （3）構成員のうち10名以上が、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する狩猟免許（以下「狩猟免許」という。）を有しており、うち、1名以上が本事業における銃器による捕獲が可能であること
- （4）団体の代表者は、市が開催する有害鳥獣捕獲対策連絡会議に参加すること
- （5）団体の構成員に、長浜市暴力団排除条例第2条第2号に掲げる暴力団又は同条第2号に掲げる暴力団員が加入していないこと

## 第4 捕獲従事者の条件

本事業に従事できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- （1）参加を申請する団体の構成員であること
- （2）市内に住所を有する者であること
- （3）捕獲方法に応じた狩猟免許を有する者であること
- （4）銃猟にかかる損害について、一の事故につき1億円以上、網猟及びわな猟にかかる損害について、一の事故につき3千万円以上の狩猟保険に加入している者であること
- （5）関係法令を順守する者であること

## 第5 参加申請

本事業に参加を希望する団体の長は、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 参加申請書（交付要綱 様式第1号）
- (2) 捕獲従事者名簿（交付要綱 様式第2号）
- (3) 各従事者の狩猟免状の写し
- (4) 狩猟保険の加入状況が確認できる書類
- (5) 団体の定款、規約等
- (6) 団体の構成員名簿

2. 前項に規定する書類の受付期間及び提出先は次のとおりとする。

### (1) 受付期間

令和8年3月6日（金） から 令和8年3月13日（金） 午後3時 まで

### (2) 提出先

〒526-8501 長浜市八幡東町632番地

長浜市 産業観光部 農業振興課 鳥獣害対策係（市役所2階）

## 第6 その他

本事業の詳細については、交付要綱および長浜市有害鳥獣捕獲等事業実施要領のとおりとする。

2. 捕獲等に係る報償金の単価は、交付要綱「別表」に定めるとおりとする。

3. 本事業は、令和8年度当初予算の議決を要することから、予算の議決のない場合は協定を締結しない。